

平成 2 0 年度 第 4 回

府中市都市計画審議会議事録

平成 2 1 年 2 月 4 日開催

府中市都市計画審議会

議 事 日 程

平成 2 1 年 2 月 4 日 (水) 午後 2 時

北 庁 舎 第 1 ・ 2 会 議 室

日程第 1 第 1 号 議 案 府中市都市計画地区計画幸町二丁目地区
地区計画の原案

日程第 2 報 告 (1) 府中都市計画に関する基本的な方針 (地域
別まちづくり方針)
市民案について

日程第 3 そ の 他

午後 2 時 0 0 分開会

【青木計画課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたく存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の久保よりご挨拶申し上げます。

【久保都市整備部長】 委員の皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の案件は、審議事項といたしまして、関係者の皆様のご尽力によりまとめ、ご提案いただきました幸町二丁目地区地区計画の原案の 1 件、報告事項といたしましては、3 年間にわたり市民の皆様により検討を重ねていただきました府中都市計画に関する基本的な方針、地域別まちづくり方針市民案についての 1 件、合わせて 2 件でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【青木計画課長】 それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【議長】 皆さん、こんにちは。日頃より都市計画審議会の運営につきまして何かとお世話になっております。

今日は暦を見ると立春で、早咲きの梅もちらほらと咲いたようでございます。

それでは、府中市都市計画審議会に入ります。

会議を開催するにあたり、本日の委員の方々の出欠状況でございますけれども、委員さんと委員さんが急きょ欠席ということで 2 名の方が欠席されます。会議開催の可否でございます

けれども、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日、傍聴の方が6名お見えになっております。

それでは、これから始めたいと思いますが、まず本日の会議の議事録の署名人についてを決めたいと思います。府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものと規定されておりますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、本日の議事録の署名人につきましては、議席番号17番の 委員さんと、議席番号1番の 委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。それに異議ございませんね。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、次に移ります。

本日、審議事項が1件ございます。これにつきましては、議案の説明、そしてその後、ご質問等をお伺いし、検討いただいて、最後に採決という順序で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは日程第1、第1号議案、府中都市計画地区計画幸町二丁目地区地区計画の原案を議題といたしますので、議案の説明をよろしく願いいたします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 それでは、ただいま議題となりました第1号議案、府中都市計画地区計画幸町二丁目地区地区計画の原案につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、府中市地域まちづくり条例の規定により、

地域住民から、地域のまちの将来像を描く地区計画の原案が申し出され、都市計画の原案として作成しましたので、お諮りするものです。

なお、この原案は、地区内で相続などによる敷地の細分化をきっかけに、地域住民のまちづくりに対する機運が高まり、原案の申し出に至ったもので、住民提案型の4件目です。

それでは、詳細につきましてはパソコンを使いましてご説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

スクリーンに表示されていますのは、資料の3ページでございます。こちらは当該計画地の位置図です。図面の表示は、上が北方向となっています。計画地は、東京農工大学農場の南東に位置し、いちょう通りの西側に位置する幸町二丁目地区で、幸町浄水場を含む図中の赤で示した場所です。

次にスクリーンに表示されていますのは、資料の4ページです。こちらは当該計画地の計画図です。赤い点線で囲まれている範囲が地区計画区域となります。本地区は、スクリーンに緑で示しております「住宅地区」と、黄色で示しております「公共公益施設地区」の2地区に分けられます。また、建築のルールのある範囲の地区整備計画地区は、青い点線で囲われている区域となります。

本地区の位置図を航空写真に落とし込みますと、現況はスクリーンのようになります。こちらが都水道局幸町浄水場です。ここは公共公益施設地区となります。こちらが住宅地区内の生産緑地と住宅地区です。

こちらが計画地の現況写真です。地区の北西から東方向を向いています。計画地内では2階から3階建ての戸建住宅や共同住宅

がほとんどを占めています。

こちらは住宅地区の現況写真です。左の写真、こちらが地区の北側の様子です。右の写真が、地区内の西方向を向いております。

こちらは公共公益施設地区の都水道局幸町浄水場の南側の現況写真です。左の写真は、浄水場の南側の道路を東方向に向いています。右の写真は、浄水場の正門前の様子でございます。

それでは、資料の1ページに戻りまして、名称ですが「幸町二丁目地区地区計画」です。

位置は、府中市幸町二丁目地内。面積は約3.6ヘクタールです。

地区計画の目標については、本地区は、大部分が昭和30年代に分譲住宅地として開発され、緑豊かなゆとりのある低層住宅地として住環境が保たれている地区です。府中都市計画マスタープランにおいても、低層住宅専用ゾーンに位置づけられていることから、将来にわたって緑豊かなゆとりのある低層住宅地として良好な住環境を維持、保全していくことを目標としています。

続きまして、区域の整備、開発及び保全に関する方針です。

土地利用の方針では、本地区を住宅地区と公共公益施設地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を定め、「住宅地区」では、緑豊かなゆとりのある低層住宅地として、敷地の細分化を防止し、落ち着いた雰囲気を持った良好な住環境の維持・保全を図ることとします。「公共公益施設地区」では、公共公益施設としての機能を維持します。

次に、建築物などの整備の方針についてです。5点ございます。こちらの方針については、地区整備計画のある住宅地区のみに定

められます。

1点目は、ゆとりあるまち並みを確保するため、建築物の敷地面積の最低限度を定めます。

2点目は、隣地の日照・採光・通風やプライバシーなどに配慮し、壁面の位置の制限を定めます。

3点目は、低層住宅地としての住環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を定めます。

4点目は、良質な市街地景観を誘導するため、建築物や広告物の形態又は色彩などの制限を定めます。

5点目として、防災性及び安全性の向上を図り、緑豊かな市街地を形成するため、垣又はさくの構造の制限を定めます。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。住宅地区の建築物に関する事項について説明させていただきます。

再びパソコンによりご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

まず建築物の敷地面積の最低限度についてです。1敷地100平方メートル以上として、宅地の狭小化を防止します。ただし、現在、既に敷地面積が100平方メートル未満の土地については対象除外となります。

次に、壁面の位置の制限については、プライバシーや日照・採光などの住環境を保全するように、建築物の外壁、又はこれにかわる柱の面の位置の道路境界線までの距離を0.5メートル以上といたします。

続きまして、建築物の高さの最高限度についてです。建築物の高さは10メートル以下として、良好な低層住宅地の形成を図り

ます。

次に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限といたしまして、建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、府中市景観計画の色彩基準に適合したものとします。

屋外広告物等を設置する場合には、周囲の景観と調和するよう、色彩、形態、設置位置に留意するものとします。

最後に、垣又はさくの構造の制限につきましては、道路に面して設けられます垣又はさくの構造は、生け垣又は透過性のあるフェンスとすることとし、高いブロック塀などは設置不可として、開放感や防災面の向上を図ります。ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造、及びこれらに類する構造で高さが0.6メートル以下のものは除外いたします。

最後に、今後の予定でございますが、本審議会でご審議、ご了承いただけたら、当該地区計画の原案の内容につきまして、公衆の縦覧に供し、当該区域内の関係権利者の意見を聞いてまいります。また、東京都と協議するとともに、都市計画の決定に向けた手続を進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ただいま議案の説明を終わりました。

これよりご質問等に入りたいと思います。どうぞ遠慮なく。ございませんでしょうか。はい、 委員さん。

【委員】 前からお話は聞いておりましたけれども、住民提案型ということで、この幸町の地区で、そういう形で住民のほうから提案をされた中でこういう地区計画ができるということは、本当に素晴らしいことだと思います。

その上で、二、三お尋ねをしたいのですが、ここの地域については、地権者が何人ぐらいいらして、基本的にほぼ全員の方が賛成されたのか、反対の方がどのぐらいいらっしたのか、そのあたりの状況を教えていただければと思います。

あと、今回の制限に対して、現行の中で制限オーバーになっているような状況とか、問題になりそうなところがあるのかどうかということ、まずお尋ねしたいと思います。

それから、ここは道路も比較的整備されていると認識しているのですが、道路幅員4メートル未満のところも若干あるのかどうか。

あと、周辺の道路が少し狭いイメージを持っているのですが、そのあたりはどうかということでお尋ねいたします。

それからもう1件は、浄水場の関係なのですが、この計画の中に浄水場も入っているということで、東京都も了解をされているのだと思いますけれども、この浄水場を、例えば将来的に建て替えをする場合にはどんな対応になるのかというふうなことで、何年前にできて、耐用年数がどうのこうのというのがよく分からないのですが、当面、問題ないのか、もし建て替えるような折は、高さ制限10メートルとか、そういうふうなのは分かるのですが、何か制約みたいなものがあるのかどうか。物が物だけに、地下を掘り返したり、いろいろあるのだと思うのですが、そういうことで何かあるのかどうか、参考までに教えていただければ。

以上です。

【議長】 以上の点につきまして、お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 4点、ご質問があったかと思いますが、1点目の地権者数と賛同率でございますが、土地所有者数でお答えさせていただきます。土地所有者数が196名でございます。こちらのほうに提案されている方で賛同率ということで、大体7割5分以上の方が賛同されているということになるかと思えます。

それから2点目の、制限オーバーがあるかということでございますが、ほとんどないのですが、地区内に119軒、建物がございます。その建物で、今回、目的が主に地区の敷地の細分化防止ということで、建築物の最低敷地面積を100平方メートルとしています。今現在、その部分で既存不適格になる数を申しあげますと、13軒ございます。

それから、道路はどのようになっているかということでございますが、基本的に地区内の道路は、建築基準法上の道路、市道にもなっておりまして、外周の西側の道路が建築基準法第42条2項道路でございますが、幅員が4メートルに若干満たないというような状況でございます。ほかに、商店街の東側の一部が、若干、幅員が4mに満たないというような状況もございます。

4点目の、浄水場の建て替えのときの対応はということでございますが、今回、地区計画をかけるにあたりまして、東京都に参っております。その中で、当面、建て替えというのは考えていないようなのですが、この地区計画の中では建物の制限を定めておりませんので、地区計画の変更が必要な場合は、そういったことも視野に入れて、都市計画の中で建て替えについて東京都と協議

していくということになるかと思えます。

以上でございます。

【議長】 はい、 委員さん、どうぞ。

【委員】 最初の状況、賛同率75パーセントという話ですけれども、ということは、逆に言うと残りの25パーセントは反対だったということなのですか。そのあたり、25パーセントがどういう状況なのかというのを、もう一度、参考までに教えていただければと思います。

あと、道路の関係で、北側の都市計画道路がたしかありますよね。これ、直接関係ないですけれども、せっかくこういうところで地区計画ができるにあたって、直近の北側の部分は完成していますけれども、何かそのまま残っているような状況になっていて、これは解決したんでしたかね。国分寺街道まで抜ける話というのはどうなっているのか。住民提案でやっているところは進んで、市が主導でやっているところは進まない感じになってもいけないと思いますから、そのあたりのことを参考までに教えてください。

以上です。

【議長】 お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 賛同が75パーセントで、残りの25パーセントは反対なのかということですが、これは原案の申し出をいただいておりますので、その原案の申し出に名前を書かなかったということで、反対ということではございません。賛同者として、そこに名前を連ねなかったということです。

【委員】 反対はなかったわけですね。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 はい。アンケート調査を実

施しております。そのアンケート調査の中で、回答を96票いただいているのですが、その中で明確に賛同できないとおっしゃっている方は3票ございました。

【議長】 はい、お願いいたします。

【竹内土木課長】 今回、ご説明しております地区計画の北側に位置いたします府中都市計画道路3・4・13号天神町晴見線の進捗状況ということでございますけれども、国分寺街道からいちょう通りの手前まで、約570メートル、この区間につきまして、市のほうで平成15年から、関連道路も含めまして、2区間に分けまして、今年度、西のほうの地区で電線共同溝の引き込みの工事、それから歩道のインターロッキングの工事、歩道は今現在、進めているところですが、これによりまして、一応終了ということになります。

ただ、今、ご質問のございました、ちょうど真ん中あたりでございまして、計画道路上に1件、それから共有で皆さんお持ちの私道が1件、それから歩道が少しかかるところの4件で、まだ協力が得られていないという状況でございます。それで、市としましては、何とかご協力をとということでお話しさせていただいておりますけれども、引き続き、この不同意者に対しましては、協力をお願いしていくとともに、今後、法的な措置の検討をも視野に入れることも考えております。

以上です。

【議長】 はい、どうぞ、委員さん。

【委員】 今、竹内課長のご答弁があった点については、よろしく申し上げます。いろいろ大変だとは思いますが、もうい

ま一步というところへ来ていますので、ぜひよろしく願いいたします。

今回の件につきましては、冒頭申しあげましたように、本当に住民提案型ということで、提案されてから結論が出るまで、比較的短い時間で、さすがにすばらしいという印象を持っていますから、ぜひこれが府中市のほかの地域のモデルになるような形で進めていただければと思っております。そういう意味で、何名か、ほんのわずか、反対された方とか、いろいろ問題のある方もいらっしゃるのかもしれないですけども、今後も引き続き、そういった住んでいる住民の皆さんとか関係者の皆さんの要望を聞きながら、せつかくこういう形で進めてこられたので、今後、円滑に進んでもらって、やっぱりこういう形で地区計画をすることが、自分たちにとってもいいことなのだとということでご理解をいただいて、それが府中市全体のモデルになるような方向で、ぜひ進めていただければということをお願いして、了承したいと思います。

ありがとうございました。

【議長】 今、委員さんから、きめの細かい対応についてお話がございまして、未同意者はどんなことをやるにも必ずいるので、本当にそういう方々に市のほうではどういう方々が行って、説得というか、お願いしているのですか。部長さんクラス、あるいは副市長さんクラスが行っているのか、どういう方が行っているのですか。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 未同意といいますが、賛同できない方のところに、どのような人間が行ったかということでございしますが、私でございます。

【議長】　そうですか。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】　はい、私、副主幹でございます。私と担当で参りまして、その反対ということではなくて、相続のときどうなるか、ちょっと心配なのだというようなことで、市がやることに對して反対はしないという方などに事情を説明してまいったということでございます。

以上です。

【議長】　はい。そして最終的には何とかめどがつきそうだというような見通しですね。そういうことだそうでございますので、ほかにはございませんか、この件に関連しまして。はい、委員さん、どうぞ。

【委員】　中身の話なのですけれども、2ページ目の下から二つ目のマスなのですけれども、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限の2のほうなのですけれども、この2の規定というのは、内容的に抽象的にせざるを得ないのだろうと、ここが精一杯の規定なのだと思うのですけれども、具体的にその地区計画に基づく届け出があったときに、市としてはどのような観点からチェックするかということ具体的に教えていただきたい。ちょっと中身が抽象的だなという感じがするものですから、質問させていただきます。

【議長】　その点につきまして、抽象的だから、もっと具体的にね。

【委員】　制限規定ですからね。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】　2点目の屋外広告物などを設置する場合には、周囲の景観と調和するよう、色彩、形態及び

位置、場所に留意したものとするという、このくだりのご質問かと思いますが、今現在、屋外広告物ガイドラインというものを作っております。法律的な明確な制限ではないのですが、そのガイドラインに基づきまして行政指導をさせていただくというようなことを考えてございます。

【青木計画課長】 今の抽象的なところを、今後どのように取り扱っていくかということだと思いますけれども、地域の将来的なまちづくりは、地域の方が進めていくことが本来の姿だと思います。その一つの手段として地区計画という手法を使っただけの取り組みになるかだと思います。

そこで、地域の方には説明会の中でお願いはしておりますけれども、これが最終目的ではないということで、これから地域の方のコミュニティというものが、さらに一層、必要になってくると思います。地域の方がどういうふうに維持、保全していくかというところを、改めて地域の中でご協議いただくような組織づくりを、ぜひお願いしたいと思っていますので、それも一部、お話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【議長】 どうぞ、 委員さん。

【委員】 ここのところは大変難しいのだと思うのですが、1番では府中景観計画の色彩基準という、これでもまだ分からないところはあるのですけれども、まあしかし、ここに物差しが出てきていると。さっきのようなお話だと、ガイドラインみたいなことを入れることが、その制限規定ですから、権利義務の関係において、いいような気がするのですけれども、この部分は意見で

すから、ちょっとおっしゃっているようなこともよく分かりますけれども、何か違和感を感じます。

【青木計画課長】 色彩に関しては、景観計画の中では、色彩基準を設け、さらにガイドラインを、設けております。現在、屋外広告物に関してもガイドラインを作成しております。これも本年の4月1日に施行できるように進めておりますので、届出があった場合、ガイドラインに基づいてお願いしていこうと思っております。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにはございませんか。はい、 委員さん。

【委員】 この内容につきましては、住民提案型でこのようなまちづくりの、自分たちでルールを作っていくということについて、本当に努力された住民の皆さんに大変、敬意を表したいと思えます。

それで、一番最後のところで、垣又はさくの構造の制限というのがありますがけれども、説明の中でも、かなりブロック塀ですとか、特に高いものに関して制限をかけていくということがここに出されていますが、既にもうブロック塀などでさくをつくられているような方が多いのではないかと思いますけれども、もしそういう方が、今後、これは決して、既存の場合はそこまで及ばないのかもしれないけれども、これを機会に変えていきたいと思ったときに、今ある市の垣根に対する助成事業というのでしょうか、そういうものが十分に使い切れるのか。割と長い垣根にしないと補助がつかないとか、何か制限はあるのかと思えますが、その市

の施策との関連については、何か今後、改善といたしますか、対象を広げる必要性はないのかどうかのお考えを伺います。

【議長】 お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 既存でブロックのあるものについては、その地区計画が決定したからすぐにとということではなくて、例えば建て替えの際ですとか、そういったときにやっていただくということになるかと思います。

生け垣につきましては、担当課からお答えいたします。

【大川公園緑地課長】 市内の生け垣の設置に対する奨励金制度につきましては、この地区についても該当いたします。現在は、生け垣の基準で言いますと、3メートル以上ある生け垣について助成することができます。あとは高さが80センチ以上、生け垣の内容としましては、1メートルの中に3本以上の樹木が植栽されていることが、おおよその規定でございます。

以上です。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 分かりました。3メートルですと、かなり、ほとんどの、何か変えたいときには使えるのかなという気がいたしますので、ぜひこういう制度も積極的に広報していただけたらと思います。

以上です。

【議長】 ほかにはございませんか。はい、委員さん。

【委員】 先ほど来、既存の現状での部分ということであったので、全体として確認ですけれども、今の生け垣等の話もあったのですが、先ほどの敷地の話であるとか、今、それぞれに制限をか

けていくということになったと思うのですが、それについて、現状については、先ほど生け垣等でお答えになったとおり、特に既存部分についてすぐに改変するということではなくて、その建て替えに合わせて対応してということで、すべての項目についてそういう考え方でいいのかという確認だけさせていただきます。

【議長】 お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 地区計画で定めていることにつきましては、基本的には建築基準法、また地区計画の条例と連動してございますので、既定の建築基準法等の規定のルールに従って処理されます。ですから既存については、そういった考え方になるかと思いますが、地区の方が自主的に取り組まれる範囲につきましては、この限りでないこととなります。

以上でございます。

【議長】 どうぞ、 委員さん。

【委員】 確認でしたので、ありがとうございました。

いずれにせよ、今回の議案については、本当に提案をされて、住民の方々に本当におまとめになったということで、評価したいと思いますし、賛成したいと思います。

以上です。

【議長】 ほかにはございませんか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようでしたら、採決に入りたいと思いますが、第1号議案についてお諮りいたしますけれども、府中都市計画幸町二丁目地区地区計画の原案について、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。それでは原案のとおりといたします。

次に、日程第2、報告事項、府中都市計画に関する基本的な方針（地域別まちづくりの方針）市民案について報告を受けたいと思いますので、報告をよろしくお願いいたします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 それでは、日程第2、府中都市計画に関する基本的な方針（地域別まちづくりの方針）市民案について報告します。

「地域別まちづくり方針」とは、府中市における都市計画の上位計画であります「府中都市計画に関する基本的な方針」の中で位置づけられているもので、市民の日常生活圏を踏まえ、市内を八つの地域に分け、地域ごとのまちづくりの方針を示すものでございます。

現在、本市では「地域別まちづくり方針」の策定作業を進めておりまして、この件につきましては、平成19年6月28日開催の本審議会においてもご報告したところでございますが、その後の状況などにつきまして、再度ご報告させていただくものです。

詳細につきましては、担当主査からご説明いたします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 それでは、お手元の資料の確認からお願いいたします。

初めに、A4横の概要版が9ページまでございます。

続きまして、A4縦の市民案の冊子が245ページまであります。

内容の説明の前に、これまでの経過をご説明いたします。こち

らの市民案は、各地域からの市民参加により、およそ2年間かけて市と市民の協働作業により検討を行い、作成したものです。

市民参加の手法としては、公募及び各団体推薦からなる地域別まちづくり方針市民検討会を設置し、平成19年3月4日に第1回の市民検討会を開催いたしまして、その後、各地域により最寄の文化センターにおいて8回から10回開催された市民検討会の中で議論や検討を行ってきました。

各地域の議論が終わった後は、それぞれの地域から2名ずつ、計16名の世話人を出してもらい、世話人会を2回開催し、最終の取りまとめを行いました。

そして先月の1月23日に、世話人の方々から、この市民案が野口市長へ手渡されました。

本日は、お時間も限られていることもございますので、概要版を用いまして、概略を説明させていただきます。

概要版の表紙を1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。まず、この目次により「地域別まちづくり方針市民案」の構成をご説明いたします。

冒頭で各地域の将来像を掲げておりまして、2番目としまして「地域の整備方針」を示しております。ここでは各分野別の整備方針を掲げており、2-1として「土地利用・市街地整備方針」、2-2として「道路・交通体系」、2-3として「公園・緑地等」、2-4として「景観のまちづくり」、2-5として「防災のまちづくり」、2-6として「福祉のまちづくり」という六つの分野から成り立っております。そして3として、「まちづくりの推進に向けて」を記載しております。

目次の右隣に示してある図は、八つの地域に分けた地域区分図となっております。

続きまして、内容の説明に入りたいと思います。1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

最初に、1の「地域の将来像」についてご説明します。各地域でのいろいろな課題を市民委員の皆さんからそれぞれ挙げてもらいまして、それらをどのように解決していくかを検討してもらいました。この項目は、各地域の総合的な思いがまとめられているもので、それぞれの地域のスローガンということになります。

次に、3ページをご覧ください。こちらには「土地利用・市街地整備方針」がございます。大きく【駅周辺の方針】、【住宅地の方針】、【その他（幹線道路沿道、地域の商店街、工業系地域、基地跡地など）の方針】の大きく三つに分けて検討してきました。各文章の語尾にございます括弧書きの丸数字は、どの地域から出た意見なのかを示してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。「道路交通体系の整備方針」になりますが、こちらは【幹線道路の整備】、【生活道路の整備】、【公共交通の充実】の三つのテーマに分けて検討しております。【幹線道路の整備】では、未施工の都市計画道路についての議論が多くありました。【生活道路の整備】では、歩行者の安全対策を重点的に話し合いました。【公共交通の充実】では、鉄道、バス、駅前の放置自転車などのテーマを重点的に検討しました。

続きまして、5ページをお開きください。こちらには「公園・緑地等の整備方針」が示されております。ここでは大きく三つのテーマから構成され、【公園・緑地等の整備】、【緑のまちづくり】、

【水と緑のネットワーク】について議論されました。現在の公園の管理方法や、農地・崖線・ケヤキ並木の保全などが主な意見として挙げられております。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらは「景観のまちづくり方針」となっております。【自然を生かした景観】、【歴史を生かした景観】、【駅周辺などの景観】、【住宅地の景観】の四つのテーマについて、府中らしい景観をどのように守り育てていくかという点で議論されました。

7ページをご覧ください。こちらは「防災のまちづくり」ということで、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強化】、【地域の防災体制の強化】という三つのテーマで話し合わせ、建物の倒壊や地震時の出火による延焼被害を抑えるため、どのようにまちを整備していくかなどの方針を検討いたしました。

次に、8ページをご覧ください。こちらは「福祉のまちづくり方針」ですが、【まちのバリアフリー化の推進】についてと【地域における福祉環境等の充実】の2テーマについて検討しました。その中では、道路、公共施設、店舗、交通機関のバリアフリー化の推進などを中心に議論されました。

以上が「地域の整備方針」における六つの分野別方針となります。

最後に9ページをご覧ください。ここでは「まちづくりの推進に向けて」をテーマに、先ほどご説明した分野ごとの方針をどのように実現していくか、どのように取り組んでいくべきかを検討し、まとめました。

大きく三つの検討事項にまとめましたが、(1)としまして【地

域別まちづくり方針を進行管理できる仕組みを作っていくこと】、
（２）として【継続的な市民と行政の協働体制を作っていくこと】、
（３）として【市民が主体的になってまちづくりを推進していく
こと】を挙げております。

以上が「地域別まちづくり方針市民案」の概要版の説明となります。

今後は、この市民案を受けて、市の内部で検討していきまして、
市の案を作成します。その後、パブリックコメントなどの手続を
経て、最終的には本審議会にお諮りし、決定していきます。今後
も随時、本審議会に報告をしていきます。

以上で報告を終わります。

【議長】 大変膨大な資料なので、概略という説明でございます
けれども、この説明の中で、何かご質問等ありましたら。

はい、 委員さん。

【委員】 すみません、１点だけお願いします。５ページなので
すけれども、けやき並木、寺社と書いてあるのですけれども、丸
二つ目の大國魂神社、八幡神社と、これ書いてあるのですけれど
も、八幡というのはどこの八幡のことでしょうか。八幡宮、八幡
町のところの話ですか。

【議長】 説明をお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 府中競馬場正門前駅の東側
の八幡神社です。

【委員】 八幡神社って言わないです。あそこは八幡宮です。

【議長】 「八幡宮」ですね。

【委員】 はい。八幡町の神社のことでしょう。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 はい。

【委員】 あそこは八幡神社とは言わないので、訂正してください。

【議長】 そうだね、正式な名前は「宮（ぐう）」なんですね。

【委員】 「宮（ぐう）」です。

【議長】 ということでございます。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 はい、分かりました。

【議長】 はい、ほかにはございませんか。 委員さん、どうぞ。

【委員】 大分、時間をかけられて、十分に検討されて出てきたということで、それぞれのことについては、出てきたことについては、大変評価できるのではないかというふうに思います。中身をあまり細かく見ていませんから、よく分かりませんが、やっぱり市民の検討会で出されたということについては、それなりに重みがあるのかと思います。

一番最後のところに委員の名簿が入っていますよね。委員の名簿が入っていて、それぞれの地区で、人数が多いところとか少ないところとか、いろいろありますよね。何かちょっと違和感があるのです。要するに、それぞれの地区は、広さとか、多少違うにしても、ほぼ内容的には同じように検討されたのでしょうかけれども、委員が少ないところと多いところがある。これは公募で来た人は全員委員にするみたいな感じでそうなったのか、どういう経緯で、地区によって多い少ないということで検討されたのかということ、まずお尋ねしたいと思います。

もう1点、最後に今後についてのご説明がちらっとありました

けれども、例えば、この市民から出てきたものと、例えば府中市で総合計画とかで策定していることとか、ありますけれども、そういうところの突き合わせだとか、総合計画にもあるし、こういう市民からも出てきたというようなこともあると思いますけれども、例えばこれまで総合計画にないような形のことが初めてポンと出されてきているようなこと、内部で検討されるようなご答弁もありましたけれども、これだけボリュームがありますと、かなり、実際に取り組んでいくのは大変なのではないかと思うのですけれども、せっかくやっていただいて、何もしないで、出ただけというのでは問題だと思いますから、そのあたり、きちっと検討してほしいとは思うのですけれども、どのように今後これに取り組んでいくのか、具体的な考え方があればお示しいただければと思います。

以上です。

【議長】 名簿にばらつきがあるけれども、これはどういうことかということですね。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 委員のおっしゃるように、確かに各地域で、8地域の中でばらつきがございます。これは委員の構成が、大体170名ぐらいの委員の中で、団体の推薦が半分、それから一般公募が半分ございます。その一般公募の中で、公募された方の差ということになります。一番多いところと少ないところで15名程度の差がございます。

それから2点目の、今後の、せっかく出された市民の皆さんからの提案で、これとのすり合わせをどのように考えているのかというご質問ですが、これは市民の皆さんが検討する段階で、市の

職員も、各部、各課から担当者が入って作業をさせていただいております。ですから基本的には、あまりにもずれたといいますが、そういったものは補正しながら提案されてきていますが、ただ、市の中での財政フレームですとか、政策的な部分での調整は、まだ行っておりませんので、これから庁内検討プロジェクトがございいますので、そういったところで細かに検討させていただきまして、市民委員さんにもご報告して、本審議会にもご報告しながら、議会とも相談して進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。はい、委員さん。

【委員】 では、最初の件は、公募で出てきた方は全員、別に人数に関わらず、全員入れたということなのですか。特に抽選とかではなくて、そういうことで全員入れたので、それでこうなったということでもいいのですか。それならそれで理解します。

あと後半の部分については、大体状況は分かりましたけれども、議会の関係とか、あと基本的には総合計画なりに沿っているということで理解させていただきますけれども、かなり貴重な提案もあるように、ぱらぱらと見ると、確かに総合計画では網羅できなかった細かい部分とかも結構入っているなという感じがして、結構いい提案もあるのではないかと思いますので、ぜひそういうところをできるだけ吸い上げていただきまして、確かに財政的なこととか、いろいろあろうかと思いますけれども、前向きに取り組んでいただければと思いますし、この場とか、あるいは議会のほうにもきちんと報告をしながら進めていただければということ要望して、終わります。

ありがとうございました。

【議長】 たまたま5地区からは 委員さんが入られているし、8地区は 委員さんも出られているから、2名、私の知る限りで、この中で委員として入っておられますのでね。

はい、ほかにはよろしいですか。はい、 委員さん。

【委員】 この内容につきましては、市民案ということでここに出されているので、行政案ではないので、行政の方に細かいことを伺うことではないのかなと思うのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、9ページのところで「まちづくりの推進に向けて」という(2)で「継続的な市民と行政の協働の体制づくり」というところがあります。そこで何項目か出ているのですが、そこで出されている内容を見ますと、それぞれの地域から、こう微妙に表現が違うというのでしょうか、例えば「仕組みをつくるべき」とか、あと「窓口を設けるべき」とか、あと「考える場をつくるべき」とか、「体制を」とか、表現はいろいろ違うのですけれども、やはり何らかの、これを進めるための推進体制づくりが提案されているのだと思うのです。

このことについて、今後、行政計画をつくられるとは思いますが、すけれども、市のほうとしては、このような市民から受けた提案を具体的に進めるに当たって、このような何らかの、市民と行政との協働の体制というのを、どのような形で、今、作ろうと思っ
ていらっしゃるのか。もし現段階で何か考えがおありになれば、その1点をお願いいたします。

【議長】 お願いします。はい、どうぞ。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 施策に対する市民参加の関

係ですが、ここで書かれていることというのは、表現も委員おっしゃるように、いろいろな表現がされているのですが、行政と市民の皆さんと一緒にまちづくりをやっていきたいと思います、そういう体制をつくりたいということが述べられております。

市といたしましても、特にこの都市計画マスタープランにつきましては、170名もの市民の方が参加いただいて、ご意見をいただきながら進めておりますので、都市計画マスタープランが策定された後も、そういった方たちに、今も声をおかけしているのですが、一緒にやっていきませんかというようなことは、お話しをさせていただいております。

ほかの政策云々の話につきましては、今回、都市計画マスタープランの関係ですので、既存のパブリックコメントですとか、各個別計画の中での市民参加の関係がございますので、そちらのほうでやっていくということになるかと思えます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。 委員さん。

【委員】 そうしますと、何らかの参加するための場を作っていくお考えがあるというのが分かりました。ちょっと私自身も整理する必要があるのかなと思うのですけれども、この地域別のまちづくりという、そのハード部分と、あと、この中でも福祉のまちづくりなどのソフト部分とが、どこがどういう決定権といたしますか、権限とか意見を反映させる場になるのかというのが、市民にとっては、とても分かりづらいところもあるかと思えますので、行政が今後、まちづくり方針案というものをお出しになるときに、やはりそのイメージの持ち方というのでしょうか、何かその辺を

具体的に市民に示していただけると、非常にありがたいと思います。それは要望です。

【議長】 ほかにはございませんか。はい、 委員さん。

【委員】 大変貴重な時間なのですけれども、私もこの市民案の検討に参画してきた立場で、二、三、ご要望しておきたいと思えます。

今、ご論議の中で、基本的な市のお考えもお聞きしておりますから十分なのですけれども、検討してきた委員間でもいろいろな意見交換をしてまいりまして、率直に言って三つほどご要望しておきたいと思えます。

一つは、やはり180人近い委員の方が、延べ、多いところで十数回集まって、夜、6時半から大体10時過ぎぐらいまで論議をしてきました。そういう意味で、全部ボランティアでございますし、そのエネルギーは大変なものだと思うのです。ですから、これが具体的な市民案として形が作られてきた、そういう過程を大事にされて、ぜひ市のほうでも大切に受けとめていただきたい。そのエネルギーを十分酌み取っていただきたいということがまず一つでございます。

二つ目には、今後も具体的には、市としての骨格をなす施策というのはきちっとあるわけですけれども、それに加えて、この市民案というものが、関連する市政の中で具体的な施策としてどう生かされていくのかということに、非常に我々も期待をしておりますし、ぜひそういう具体的な施策をお考えになるときは、この市民案というものを生かした形で実行していただきたいなというように思うわけです。

それから三つ目には、今後、180名近い委員の方々は、自分たちがやはり市民案をつくり出したと、これを生み出すのに関わってきたと、言ってみれば生みの親という心境にあるわけでした。そういう意味では、これが今後どう育っていくのかということに非常に関心をお持ちでございます。そういう意味で言えば、今後とも、その関係した市民委員の皆さんとの交流なり意見交換の場というものを、ぜひ市も機会を設けていただきたい。と同時に、具体的なこの案が市の施策に生かされた場合には、そういう場を設けて、その市民委員の熱意にこたえるという形で、今後も交流を続けていただきたいという、その三つでございます。よろしく願いいたします。

【議長】 はい、大変貴重なご意見だと思います。

ほかによろしいですか。はい、委員さん。

【委員】 感想めいたことなのですけれども、第1地域から第8地域までの各論は大変おもしろく読みました。よく、これはばらばらですけれども、大変それぞれおもしろいなというのが正直な感想で、それをまとめた、この提言書というのは、市の方が多分、一生懸命まとめられたのだろうと、全部読んでまとめられたのだろうと、こう思うのですけれども、全地域というのがかなりあるのですね。それから過半数を超えているものがかなりある。必ずしもそう書いてあるわけではなくて、非常に上手に意を酌んで書いてくださった結果、こうなるのですけれども、その辺の兼ね合いがとっても難しい。そこまで言っているのか言っていないのか。あまり書いていくと、まちづくりの全体構想の話と個々のまちづくりの話が、ややごっちゃになるのではないかなと。この辺のと

ころの、さっきのパブリックコメントの話があったけれども、どれを載せるか分かりませんが、その辺のところは非常に難しいなという感想です。特に全地域というのは非常に上手に書いてあります。だけれども、各論にいくと、必ずしもそう書いてあるわけではないと。

それから、さっきの各論の部分を載せるとしたら、さっき八幡宮と八幡神社というのがありましたけれども、第4地域の人たちは八幡神社と言っておりますし、その辺、個々、使い方はいろいろ見られておりますから、そのパブリックコメントをどの部分までするか分かりませんが、その辺、よく兼ね合いを考えながらやっていただかないと、ちょっと大変かなという感じもしないでもない。これは感想です。

【議長】 はい、おっしゃることはよく分かるような気がいたします。

それでは、おおむね報告了承というような格好ですね。

それでは、時間の関係もございますので、報告了承とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 はい。ありがとうございます。

それでは、次に移ります。日程第3、その他でございますが、事務局のほうからございましたら、お願いいたします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 事務局からは、府中都市計画生産緑地地区の変更(削除)予定についてと、次回開催予定についての2件をご報告させていただきます。

それでは、まず1点目の、府中都市計画生産緑地地区の変更(削

除) 予定について、担当主査よりご説明いたします。

【議長】 はい、お願いします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 今後、生産緑地地区の削除が予定されているものにつきまして、本日、お手元にお配りしております、右上に「資料」と入った「府中都市計画生産緑地地区の変更(削除)予定について」のA4横の資料に基づきご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく「買取り申出」の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区でございます。

場所は、甲州街道の北側、いちょう通りの西側に位置した2地区でございます。これらの生産緑地地区につきましては、都市計画の削除変更として、本年5月ごろ開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上です。

【議長】 これは死亡か何かによる相続か何かが発生したわけですか。死亡によるね。というようなことで、今回はこの件につきまして、お諮りするということですね。

はい、どうぞ。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 続きまして、2点目の、次回の府中市都市計画審議会の開催日程及び案件についてお知らせいたします。

日時でございますが、5月中旬ごろを予定してございます。

案件につきましては、府中都市計画生産緑地地区の変更、それ

から府中都市計画幸町二丁目地区地区計画の決定などを予定して
ございます。

以上でございます。

【議長】 ほかに委員さんのほうから何かございませんか。

ほかにないようでございますので、これをもちまして府中市都
市計画審議会を閉会といたします。

長時間ありがとうございました。

午後 3 時 0 0 分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長

委 員

委 員